

そ の 他

議案第45号

工事請負契約（鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事）の締結についての議決の

一部変更について

次のとおり鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和7年3月24日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
4	契約金額	<u>572,693,000円</u>	4	契約金額	<u>561,000,000円</u>
6	工事完成期限	<u>令和8年6月30日</u>	6	工事完成期限	<u>令和8年3月13日</u>

議案第46号

財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル

2 相手方

鳥取市東品治町106番地

鳥取バスターミナル株式会社

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 貸付金額

バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付けに係る土地の国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条により交付すべき市町村交付

金の額のいずれか高い額

5 理 由

バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第47号

財産を無償で貸し付けること（米子コンベンションセンター用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市末広町295番ほか10筆	4,572.34平方メートルのうち1,000分の67

2 相手方

米子市

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 理 由

県と米子市が締結した鳥取県立米子コンベンションセンターの管理運営に関する協定に基づき、管理運営を共同で行うため、引き続き同市の建物持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第 48 号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市江津字西皆竹 318 番 1 鳥取市江津字土橋 370 番 1	4,110.71 平方メートル

2 相手方

広島市中区千田町二丁目 5 番 5 号

日本赤十字社中四国ブロック血液センター

3 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 理 由

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）に基づき採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸

し付けようとするものである。

議案第49号

財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）についての議決の一部変更について

次のおり財産を無償で貸し付けることについての議決（令和5年3月13日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
1 財産の内容		1 財産の内容	
種 類	所 在 地 数 量	種 類	所 在 地 数 量

土	鳥取市越路字破山737番1 ほか220筆	1,908,333.49 平方メートル	鳥取市越路字破山737番1 ほか220筆	1,918,333.49 平方メートル
略				
土	鳥取市河原町北村字兵円山891番16ほか117筆	1,348,434.84 平方メートル	鳥取市河原町北村字兵円山891番16ほか117筆	1,348,434.84 平方メートル
建物	避難舎ほか(6棟)		鳥取市河原町北村字兵円山 山内	447.55平方メートル
工作物	雑用水施設及び電気施設等		鳥取市河原町北村、弓河内及び小河内 地内	一式
略				
土	西伯郡伯耆町小林字水無原2番5ほか21筆	1,366,168.83 平方メートル	西伯郡伯耆町小林字水無原2番5ほか21筆	1,367,551.57 平方メートル
建物	畜舎ほか(19棟)	7,232.22平方メートル	西伯郡伯耆町小林字水無原 原内	7,780.29平方メートル
略				

議案第50号

財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取大学整備事業 用地)について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南四丁目201番2ほか 12筆	6,126.95平方メートル

2 相手方

鳥 取 市

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 理 由

県が整備した公衆用道路について、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第51号

財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市新開一丁目1400番16	241平方メートル

2 相手方

米子市

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 理 由

学校の安全管理のために学校敷地に隣接する市有地を封鎖したことによる代替道路を確保するとともに、学校周辺の通行を円滑にするため、引き続き米子市に無償で貸し付け、市道として管理させようとするものである。

議案第 5 2 号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東京都豊島区目白四丁目 1 8 0 1 番 2 9	4 6 2 . 8 0 平方メートル

2 相手方

鳥取市東町一丁目 2 7 1 番地

公益財団法人鳥取県育英会

3 貸付期間

令和 8 年 6 月 2 0 日から令和 1 3 年 6 月 1 9 日まで

4 理 由

東京都内に設置する鳥取県女子学生寮の用に供するため、引き続き公益財団法人鳥取県育英会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第 5 3 号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅土師百井団地） について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	八頭郡八頭町土師百井字坂口 3 5 5 番 4	1, 1 4 4 . 7 0 平方メートル
建 物	”	4 棟（8 戸）、倉庫 4 棟 4 8 4 . 6 0 平方メートル

2 相 手 方

八 頭 町

3 理 由

県営住宅土師百井団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。

議案第54号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅栄第1団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡北栄町亀谷字元谷403番12 ほか32筆	2,441.20平方メートル
建 物	〃	4棟（8戸） 618.48平方メートル

2 相手方

北 栄 町

3 理 由

県営住宅栄第1団地は、既に北栄町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、北栄町に無償で譲渡するものである。

議案第55号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅浜の上第1団地） について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	西伯郡大山町御崎字東浜ノ上頭545番3ほか7筆	5,052.75平方メートル
建 物	〃	8棟（16戸） 1,328.40平方メートル

2 相手方

大 山 町

3 理 由

県営住宅浜の上第1団地は、既に大山町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、大山町に無償で譲渡するものである。

議案第56号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

団地名	種類	所在地	数量
県営住宅 伯南第1 団地	土地	日野郡日南町三栄字矢戸 渡下モ川端1715番4 ほか2筆	2,676.80平方メートル
	建物	〃	5棟（10戸） 728.18平方メートル
県営住宅 伯南第2 団地	土地	日野郡日南町霞字下モ山 根キ916番3ほか1筆	1,659.00平方メートル
	建物	〃	2棟（4戸） 301.16平方メートル

2 相手方

日南町

3 理由

県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団地は、既に日南町で管理代行制度を導入し、実

態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、日南町に無償で譲渡するものである。

議案第 57 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する部活動中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

岡山市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金 57,000,000 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年 6 月 7 日

(2) 事故発生場所

鳥取県立米子東高等学校

(3) 事故の状況

鳥取県立米子東高等学校のグラウンドにおいて、部活動をしていた生徒が打った野球ボールが防球ネットの孔を通り抜け、バッティングマシンを操作していた和解

の相手方に当たり、視覚に障がいが生じたものである。

議案第 58 号

鳥取地区工業用水道における水質変化を原因とする製品被害に係る和解について

次のとおり鳥取地区工業用水道における水質変化（以下「水質変化」という。）を原因とする製品被害（以下「製品被害」という。）に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 鳥取市南栄町1番地

株式会社アサヒメッキ 代表取締役社長 木 下 淳 之

乙 鳥取市雲山360番地1

鳥取旭工業株式会社 代表取締役 上 田 泰 久

2 和解の要旨

県は、製品被害に係る解決金として、14,263,565円を甲に、1,048,390円を乙に、それぞれ支払うものとする。

3 事件の概要

令和7年8月4日に発生した水質変化について、県は、同月5日に使用者からの報告により電気伝導率の上昇を認識し、同月6日に水質検査を行ったところ、同月7日に塩

化物イオン濃度、硬度、蒸発残留物の値も上昇していることを確認した。

水質検査の結果により、水質変化が起きていると特定できたことから、同月 8 日にかけて使用者に対する情報提供を行ったが、和解の相手方に製品被害が発生していたことが判明した。

この製品被害に対し、情報提供の遅延による被害拡大額を県が支払うことで和解しようとするものである。

議案第 59 号

権利の放棄（県営住宅家賃等）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放棄する権利の内容

放棄する権利	金額	相手方
平成 15 年 1 月 1 日から平成 16 年 5 月 19 日までの鳥取県営住宅家賃に係る未納付額の請求権	164,848 円	債務者 境港市 個人
令和 4 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの鳥取県営住宅家賃及び令和 4 年 2 月 1 日から同年 5 月 6 日までの鳥取県営住宅駐車場使用料に係る未納付額の請求権	県営住宅家賃 18,500 円 県営住宅駐車場 使用料 4,790 円	債務者 鳥取市 個人
令和 5 年 6 月 1 日から同年 6 月 21 日までの鳥取県営住宅家賃及び平成 27 年に県が債務者の代わりに行った残置物処分に伴い発生した損害賠償金に係る未納付額の請求権	県営住宅家賃 12,950 円 損害賠償金 55,400 円	債務者 鳥取市 個人

2 放棄する理由

当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。

議案第60号

権利の放棄（鳥取県育英奨学資金貸付金返還金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放棄する権利の内容

放棄する権利	金額	相手方
平成24年4月1日から平成26年3月31日までに貸し付けた鳥取県育英奨学資金貸付金に係る未返還額の請求権	354,258円	債務者 広島市 個人 連帯保証人 広島市 個人 保証人 東伯郡琴浦町 個人

2 放棄する理由

当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。

議案第 6 1 号

権利の放棄（病院事業診療費）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放棄する権利の内容

放棄する権利	金 額	相 手 方
平成 1 2 年 1 2 月 3 1 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	1 6, 9 7 0 円	債務者 八頭郡若桜町 個人
平成 1 3 年 1 1 月 2 5 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	2 6, 2 7 0 円	債務者 鳥取市 個人
平成 1 4 年 6 月 2 2 日及び平成 1 5 年 1 月 1 5 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	6, 8 0 0 円	債務者 住所不明 個人
平成 1 4 年 9 月 2 3 日から同年 1 1 月 1 0 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	1 1, 9 4 6 円	債務者 鳥取市 個人
平成 1 8 年 3 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 1 2 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	2 0 3, 1 0 7 円	債務者 鳥取市 個人
平成 1 9 年 1 月 4 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	2, 5 2 0 円	債務者 住所不明 個人

平成19年5月17日から同年6月7日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	261,010円	債務者 倉吉市 個人
平成19年6月29日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	1,323円	債務者 住所不明 個人
平成20年4月25日及び同年5月2日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	8,124円	債務者 住所不明 個人
平成21年3月19日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	210円	債務者 住所不明 個人
平成21年10月2日から同年11月30日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	231,337円	債務者 鳥取市 個人
平成22年2月2日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	530円	債務者 住所不明 個人
平成25年7月28日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	15,393円	債務者 住所不明 個人
平成26年9月16日から平成28年8月26日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	977,077円	債務者 八頭郡八頭町 個人 連帯保証人 八頭郡八頭町 個人
平成28年6月7日から同月16日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	60,644円	債務者 鳥取市 個人
平成28年8月16日から同年10月11日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	87,504円	債務者 八頭郡八頭町 個人
平成30年12月24日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	15,552円	債務者 住所不明 個人

令和2年1月9日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	88円	債務者 住所不明 個人
令和2年4月6日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	18,711円	債務者 住所不明 個人
令和2年8月3日から同月21日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	86,714円	債務者 鳥取市 個人
令和3年11月24日から令和4年4月3日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	31,666円	債務者 鳥取市 個人
令和6年5月20日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	62,290円	債務者 鳥取市 個人
令和6年7月30日から同年9月13日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	37,617円	債務者 鳥取市 個人
令和6年12月23日及び同月24日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	107,893円	債務者 鳥取市 個人
令和7年4月26日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	201,839円	債務者 住所不明 個人

2 放棄する理由

当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。

議案第 6 2 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 契約の相手方

住 所 広島市

氏 名 戸 野 克 則

資 格 税理士

2 契約の始期

令和 8 年 4 月 1 日

3 費用の算定方法

9, 3 2 0, 0 0 0 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

議案第 6 3 号

県道の路線の廃止（網代港大岩停車場線）について

次のとおり県道の路線を廃止することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 7 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘 要
2 9 4	網代港大岩停車場線	網代港	大岩停車場		

議案第64号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、令和8年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
		県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

市町村負担金の額		市町村負担金の額	
事業名	土地改良事業に該当するもの	事業名	土地改良事業に該当するもの
1 かんがい排水事業 (1)・(2) 略 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	略	1 かんがい排水事業 (1)・(2) 略 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	略
ア <u>河川占用工作物型</u> <u>(ア) 中山間地域</u> <u>(イ) (ア) 以外のもの</u>	<u>工事費の100分の13に相当する額</u> <u>工事費の100分の14に相当する額</u>		
イ <u>ア以外のもの</u>	<u>工事費の100分の10に相当する額。</u> ただし、末端支配面積100ヘクタール以上（田以外は20ヘクタール以上）については、工事		工事費の100分の10に相当する額。 ただし、末端支配面積100ヘクタール以上（田以外は20ヘクタール以上）については、工事

<p>(4)・(5) 略</p> <p>略</p>	<p>費の100分の14に相当する額。なお、鳥取市大井手地区に係る事業については、工事費の100分の15に相当する額</p>	<p>略</p>
<p>(4)・(5) 略</p> <p>略</p>	<p>費の100分の14に相当する額。なお、鳥取市大井手地区に係る事業については、工事費の100分の15に相当する額</p>	<p>略</p>
<p>8 経営体育成基盤整備事業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>構造転換</u> 集中対策型</p> <p>ア <u>大区画化の割合が2分の1以上5分の3未満のもの</u></p> <p><u>(ア) 中山間地域</u></p> <p>(イ) (ア) 以外のもの</p>	<p>略</p> <p><u>工事費の100分の10.875に相当する額</u></p> <p><u>工事費の100分の11.75に相当する額</u></p>	<p>略</p>
<p>8 経営体育成基盤整備事業</p> <p>(1) 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

<p>1 大区画化の割合が5分の3以上3分の2未満のもの (ア) 中山間地域 (イ) (ア)以外のもの</p>	<p>工事費の100分の10.2に相当する額 工事費の100分の10.6に相当する額</p>	<p>略</p>	<p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>23 地域ため池総合整備事業(防災ため池及び地震対策ため池) (1) 略 (2) 中山間地域</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(3) (1) 及び</p>	<p>工事費の100分の11に相当する額 工事費の100分の</p>	<p>略</p>	<p>(2) (1) 以外</p>	<p>工事費の100分の</p>

<u>(2) 以外のもの</u>	<u>16に相当する額</u>	<u>16に相当する額</u>	<u>16に相当する額</u>
略			略
<p>備考 1～6 略 7 「<u>大区画化の割合</u>」とは、<u>対象面積に占める1ヘクタール以上（傾斜100分の1以上は、0.5ヘクタール以上）の区画面積の割合をいう。</u></p>			

議案第65号

第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる 社会づくり計画の策定について

別冊のとおり第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画を策定することについて、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第8条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 66 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第9号）について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第9号）

令和7年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,388,683千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,689,292千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 89,021,899	千円 440,960	千円 89,462,859
	1 国庫負担金	17,200,004	136,460	17,336,464
	2 国庫補助金	70,216,770	304,500	70,521,270
12 繰入金		19,490,320	80,000	19,570,320
	2 基金繰入金	19,130,940	80,000	19,210,940
13 繰越金		4,920,948	331,723	5,252,671
	1 繰越金	4,920,948	331,723	5,252,671
15 県債		42,676,000	536,000	43,212,000
	1 県債	42,676,000	536,000	43,212,000
歳 入 合 計		424,300,609	1,388,683	425,689,292

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 40,285,572	千円 506,025	千円 40,791,597
	1 総 務 管 理 費	18,210,246	453,000	18,663,246
	2 企 画 費	14,018,615	13,025	14,031,640
	4 市 町 村 振 興 費	1,806,951	40,000	1,846,951
3 民 生 費		59,732,735	71,450	59,804,185
	1 社 会 福 祉 費	44,680,814	60,000	44,740,814
	2 児 童 福 祉 費	14,621,243	5,250	14,626,493
	4 災 害 救 助 費	11,444	6,200	17,644
6 農 林 水 産 業 費		33,966,860	160,000	34,126,860
	1 農 業 費	6,666,834	110,000	6,776,834
	4 林 業 費	9,725,933	20,000	9,745,933
	5 水 産 業 費	4,547,541	30,000	4,577,541
7 商 工 費		22,154,981	72,843	22,227,824
	1 商 業 費	10,662,969	22,843	10,685,812
	3 観 光 費	2,689,293	50,000	2,739,293
8 土 木 費		70,185,697	163,000	70,348,697
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,773,698	20,000	37,793,698
	3 河 川 海 岸 費	19,714,918	30,000	19,744,918
	4 港 湾 費	5,361,637	10,000	5,371,637
	6 住 宅 費	2,914,100	103,000	3,017,100

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 66,057,173	千円 5,365	千円 66,062,538
	3 中 学 校 費	12,909,397	4,597	12,913,994
	4 高 等 学 校 費	12,095,391	384	12,095,775
	5 特別支援学校費	6,586,636	384	6,587,020
11 災 害 復 旧 費		8,246,998	410,000	8,656,998
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,599,658	290,000	3,889,658
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,647,340	120,000	4,767,340
歳 出 合 計		424,300,609	1,388,683	425,689,292

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	安心・安全な県有施設 災害復旧事業費	千円 350,000
		私立学校災害復旧費補助金	3,000
	2 企画費	ふるさとの文化遺産復旧事業費	12,000
	4 市町村振興費	被災地域応援市町村交付金	40,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設等 災害復旧費補助金	45,000
		障がい福祉施設等 災害復旧費補助金	15,000
	2 児童福祉費	児童福祉施設等 災害復旧費補助金	5,250
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業共同利用施設 復旧応援事業費	100,000
		地震災害 農業施設復旧支援事業費	10,000
	4 林業費	治山維持修繕費	20,000
7 商工費	1 商業費	地震災害企業復旧応援補助金	20,000
		地震災害復旧対応 特別金融支援事業費	2,021
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕費	20,000
	6 住宅費	鳥取県被災者住宅再建等 支援事業費	95,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業費	100,000
		県営林道施設 災害復旧事業費	20,000
		団体営林道施設 災害復旧事業費	40,000
		県単林道施設 災害復旧事業費	10,000

款	項	事業名	金額
		漁港災害復旧費	千円 120,000
	2 土木施設 災害復旧費	単独災害復旧事業費	40,000
	計		1,067,271

変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
6 農林水産業費	5 水 産 業 費	漁港維持管理費	10,000 ^{千円}	40,000 ^{千円}
8 土 木 費	3 河川海岸費	河川維持管理費	13,530	23,530
		砂防維持修繕費	90,000	110,000
	4 港 湾 費	港湾維持管理費	13,800	23,800
11 災害復旧費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	建設災害復旧費	476,997	556,997
計			604,327	754,327

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
生活福祉資金利子補給	令和8年度から 令和15年度まで	千円 4,876
農業施設等災害復旧資金 支 援 事 業	令和8年度から 令和10年度まで	9,750

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
財 産 管 理 費	114,000 ^{千円}				452,000 ^{千円}			
文 化 財 保 護 費	38,000				50,000			
河 川 総 務 費	1,431,000				1,440,000			
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	57,000				70,000			
漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	87,000				127,000			
建設災害復旧費	1,638,000				1,702,000			
自 治 振 興 費	0				40,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より財政融 資資金その 他より借入 れするもの とする。た だし、事業 又は県財政 の都合によ り起債額の 全部又は一 部を翌年度 に繰り延べ て起債する ことができ る。	10%以内 (ただし、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後において は、当該見直し 後の利率)	借入年度から 1年すえ置 き、じ後29年 度間に償還す るものとする。 ただし、 県財政その他 の都合により すえ置き及び 償還年限を短 縮又は延長し て起債し、あ るいはすえ置 き又は償還期 間中であって も償還年限を 短縮し、延長 し、又は繰上 償還を行い、 若しくは借換 えすることが できるものと する。
高 齢 者 福 祉 費	0				15,000	同上	同上	同上
障 がい 者 自 立 支 援 事 業 費	0				5,000	同上	同上	同上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	731,252千円	40,000千円	771,252千円
第1項 営業費用	667,941千円	40,000千円	707,941千円

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第10号）について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第10号）

令和7年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,212,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 89,462,859	千円 523,540	千円 89,986,399
	3 委 託 金	1,605,125	523,540	2,128,665
歳 入 合 計		425,689,292	523,540	426,212,832

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 40,791,597	千円 523,540	千円 41,315,137
	5 選 挙 費	607,328	523,540	1,130,868
歳 出 合 計		425,689,292	523,540	426,212,832

